

埼玉工業大学教員の任期制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学（以下「本学」という。）において、教育研究の活性化と発展を図るために、「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年法律第82号。以下「任期法」という。）に基づき、教員の任期制に関する事項を定める。

(任期等)

第2条 任期法第5条第2項の規定に基づき、任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の任用期間は、5年以内とする。ただし、助教を除き、再任用は妨げない。

一 任期付教員のうち、常勤の教授、准教授、講師は、5年以内に再任用の審査を受けるものとする。

二 助教の任用期間は、更新しない。

2 前項の規定にかかわらず、任期（再任用時を含む）については、定年規程に定める年齢を超えないものとする。

3 任期付教員の任期は、再任用の任期を通算して10年の範囲内とする。

(雇用契約)

第3条 任期付教員の任用は、本人の同意を得たうえで、雇用契約を締結して行う。

2 雇用契約は、任期付教員の申し出により、途中解約することができる。ただし、解約の日は、教育研究に支障のないよう双方協議のうえ決定する。

(業績審査)

第4条 任期付教員は、次の各号について、所定の業績審査を受けなければならない。

一 教育に関する事項

二 研究に関する事項

三 本学の管理運営への寄与に関する事項

四 社会的貢献に関する事項

2 前項に掲げる事項以外で、特に評価に値する事項の業績審査については、別途取扱う。

3 業績審査方法、評価基準等に関しては、別に定める。

(再任用)

第5条 再任用のための業績審査は、再任用を希望する任期付教員の申し出により、これを行う。

2 学長は、業績審査の結果、再任用が適当であると認めるときは、理事長に上申する。

3 理事長は、上申を受けた後速やかに、継続的在任資格の取得を認めたとうえで、再任用を決定し通知する。

(不服申立て)

第6条 業績審査の結果について異議があるときは、当該任期付教員は、理事長に対して不服申立てを行うことができる。

2 不服申立てに関しては、別に定める。

(任期期間中の昇任に伴う雇用)

第7条 任期満了までの間に昇任が認められた者については、継続的在任資格の取得を認め
たうえで、専任教員として雇用する。

(雇用契約の終了)

第8条 理事長は、雇用契約を終了するときは、任期付教員に通知する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常務理事会が決定する。

(公表)

第10条 この規程の制定及び改廃は、情報媒体により広く公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が定める。

附則 この規程は、平成18年11月1日から施行し、平成19年4月2日から適用す
る。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年5月25日から施行し、平成24年4月1日から適用す
る。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

任期制雇用契約書

学校法人智香寺学園理事長 松川文豪（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、「埼玉工業大学教員の任期制に関する規程」（以下「任期制規程」という。）第3条に基づき、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（任用）

第1条 甲は、任期制規程に基づき、以下の条項により、乙の同意のもと、乙を埼玉工業大学〇〇〇〇として任用する。

（任期）

第2条 乙の任期は、任期制規程第2条別表に基づき、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとし、任期満了によって、本契約は、終了するものとする。

（試用期間）

第3条 乙の任用に当たって、6か月間の試用期間を設けるものとする。

（就業規則の適用）

第4条 乙の勤務については、就業規則を適用する。

（協議）

第5条 任期制規程及び本契約によりがたい事態に対しては、甲、乙双方は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の証として、契約書を2通作成し、甲、乙双方は、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 学校法人智香寺学園
理事長 松 川 文 豪 ⑩

乙 （住所）
（氏名） ⑩

任期を定めて任用する教員の給与に関する暫定規程

理事会決定

平成 年 月 日

(目的)

第1条 この規程は、「就業規則」第 条に基づき、業績審査方法、評価基準等の決定に伴う任期制の本格的導入までの暫定措置として、任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の給与に関する事項を定める。

(初任給)

第2条 任期付教員の初任給は、「教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則」に基づき算定される号俸の2号上位の号俸の額とする。

(規程の適用)

第3条 任期付教員の給与については、前条に規定する初任給の決定を除き、「教職員の給与に関する規程」及び「教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則」を適用する。

(効力)

第4条 この規程の効力は、任期制の本格的導入までの期間とする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附則 この規程は、平成 年 月 日から施行し、同日以降に任用される者に適用する。